

## 企画教育委員会記録

1 日 時 令和4年9月20日(火)  
午前 9時58分 開会  
午前11時15分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	越 智 克 範	副委員長	小 野 辰 夫
委員	片 平 恵 美	委員	神 野 恭 多
委員	篠 原 茂	委員	藤 原 雅 彦
委員	大 條 雅 久	委員	伊 藤 優 子

4 欠席委員

委員 山 本 健十郎

5 説明のため出席した者

副市長 原 一 之

### 企画部

部長 亀 井 利 行 総括次長(総合政策課長) 加 地 和 弘

財政課長 藤 田 英 友 別子銅山文化遺産課長 藤 田 和 久

### 総務部

部長 高 橋 正 弥 総括次長(人事課長) 高 橋 聡

資産税課長 尾 崎 安 孝 契約課副課長 西 本 吉 宏

### 市民環境部

環境エネルギー局長 松 木 伸 廃棄物対策課参事(清掃センター所長) 岡 部 文 仁

### 経済部

産業振興課長 松 原 広

### 建設部

建築住宅課長 村 瀬 秀 昭

### 教育委員会事務局

教育長 高 橋 良 光 事務局長 木 俵 浩 毅

総括次長(社会教育課長) 竹 林 栄 一 次長(教育力向上推進監) 高 野 智 志

学校教育課長 須 藤 充 史 学校給食課長 沢 田 友 子

学校教育課主幹 徳 永 易 丈

### 選挙管理委員会事務局

事務局長 堀 尚 子

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

事務局次長 高本 光 議事課主査 村上佳史

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前 9時58分

●越智委員長：＜開会挨拶＞

○原副市長：＜挨拶＞

○総務部関係（総務部その他関係者）

【一括議題】議案第53号～議案第55号（東田団地2号棟新築工事の請負契約議案）

◇議案第53号 工事請負契約について

◇議案第54号 工事請負契約について

◇議案第55号 工事請負契約について

○高橋総務部総括次長：＜説明＞

○村瀬建築住宅課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●神野委員：議案第54号については、入札者が落札された共同企業体の1者だけということだが、入札条件を教えてほしい。また、入札資格がある業者は市内にどれくらいあるのか。最後に議案第53号から55号について、各工事の財源内訳を教えてください。

○西本契約課副課長：東田団地2号棟の電気設備工事の参加要件については、共同施工方式による2者または3者による共同企業体としており、代表者、構成員の参加資格は共に電気工事格付がAで、過去10年以内の公共工事の受注実績として代表者は6,000万円以上、構成員は1,000万円以上としている。参加資格要件を満たす業者数は、代表者としては8者、構成員としては15者であった。

●神野委員：今回応札が少なかった理由はあるのか。

○西本契約課副課長：理由までは確認できていない。

○村瀬建築住宅課長：財源は、補助率が2分の1の社会資本整備総合交付金と、残りは起債となる。

●大條委員：近年の物価高騰や資材の高騰等の事前予防と言われる契約が続いているが、本契約についてはそのような心配はないのか。資材の高騰等で見直しをしなければならないことはないのか。

○西本契約課副課長：予定価格の設定については、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した最新の実施設計単価を用いることにより適正な金額を設定していると考えているが、物価高騰の影響により、工事期間中に著しい変動が認められ、受注者からの請求がある場合にはインフレライド条項運用マニュアル等に沿って適切に対応したいと考えている。

●大條委員：電気設備工事の概要について、インターネットの配線等に対応する予定なのか。

○村瀬建築住宅課長：無線で構築したり、有線で光ケーブルを導入するなど、居住者のインターネット環境の構築は多様であり、あらかじめ全てのパターンを想定することは難しく、国も認めていないところである。各居住者が契約先となるNTT、AU、ハートネットワークなどの各事業体と契約したときに問題なく引き込みができるように通信配管の仕込みをすることとしている。

●大條委員：従来の市営住宅はどうしているのか。

○村瀬建築住宅課長：築40年から50年経過の建物が多くあるが、そのときはインターネットがこれほど普及するという想定ではなく、仕込みの配管は電話ぐらいが想定されているものであった。電話のメタル配線でインターネットができる分はよかったが、光回線などは追加でケーブルが必要ということで、見栄えは悪くなるが外壁に配管を敷設したり、架空で防水層を壊さない程度にアンカーを打ち込んだりと、露出した形での導入を認めている。なお、居住者から申請をいただくこととしており、1件1件居住者と相談しながら対応している。

●小野副委員長：耐用年数はどのくらいか。

○村瀬建築住宅課長：耐用年数は70年である。

●藤原委員：1号棟は昨年度完成したと思うが、1号棟の入居率はどうか。

○村瀬建築住宅課長：今現在で1号棟全64戸のうち、61戸が入居しており、入居率は95.3%となる。引き続き募集を進めている。

●藤原委員：世界中でSDGsや省エネ、脱炭素社会の構築などを目指しているが、今回建築しようとする東田団地に対しては、そのような取組はされるのか。

○村瀬建築住宅課長：環境に配慮した建物として、省エネルギー対応を行う。地味で目立たないが、外皮性能として断熱等のエネルギー対策を国の指針等に基づき行うこととしている。

●藤原委員：先ほど3部屋空いているということだが、空いている3部屋の内容は。

○村瀬建築住宅課長：上層階にある単身者用の2DKと3DKの3部屋が空いている。

●神野委員：市内の学校にソーラーパネルを設置していると思うが、市営住宅には設置しないのか。

○村瀬建築住宅課長：市営住宅の環境に対する意識等が必要であることは重々承知しているところである。市営住宅に関しては、公営住宅整備基準という国の基準があり、補助金を交付する国、県との対話の中で承認をいただきながら、仕様を決定し、施工している。

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

#### ◇議案第56号 工事請負契約について

○高橋総務部総括次長：<説明>

○岡部清掃センター所長：<説明>

<質疑>

●大條委員：住友重機械エンバイロメント株式会社から事業承継をされた会社ということだが、運営に携わっている方の所属はこちらの会社になるのか。

○岡部清掃センター所長：人員については、そのまま引き継いでいる。

●大條委員：契約の相手方の住所は北九州市であるが、新居浜市内の出先の事業所は清掃センター内にあるのか。

○岡部清掃センター所長：清掃センターの中に事業所がある。

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

#### ◇議案第58号 新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：<説明>

<質疑> な し

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

◇議案第59号 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部総括次長（人事課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●神野委員：理解が難しいのでかみ砕いて説明を願いたい。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：雇用保険法で言うところの特定受給資格者とはいわゆる倒産や解雇による離職者で、特定理由離職者とはいわゆる雇止めによる離職者を指す。今回の改正は民間に準じた制度となるよう改正するものだが、市役所の場合は今回の条例の改正案にあたるようなケースは余りないものと考えている。また、雇用保険による失業手当との関係で、勤務期間が短いと退職金よりも失業手当のほうが多い場合があり、その場合に失業手当と退職金の差額分を保障しようというものである。

●神野委員：市職員には該当しづらい内容のものになるのか。

○高橋総務部総括次長（人事課長）：ほとんど該当しないと考えている。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第60号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○尾崎資産税課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●篠原委員：条例制定後、新居浜に本社機能を移転した会社は何件あるのか。

○尾崎資産税課長：条例制定施行後、ゼロ件である。愛媛県内でも既存本社の拡充が松山市で2件となっている。

●伊藤委員：新居浜市ではゼロ件ということだが、市としての働きかけはしているのか。

○尾崎資産税課長：本制度は愛媛県の地域再生計画に基づくものであり、当然他市も同様の制度を制定している。新居浜市だけではなく、他市も愛媛県と連携しながら制度の内容を周知している。また、本市では企業立地促進条例に基づく別の制度があり、どうしてもそちらのほうの方が有利に働く。東京の本社機能を新居浜市に移転させることや整備計画を立てて知事の認定を受けなければならない手続きのハードルが高く、結果的に実績はゼロ件となっている。

●神野委員：実績がゼロ件で、ハードルが高いこと、愛媛県と同調しているので他市と差別化が図れないことも理解できるが、企業立地促進条例の奨励金と併用できるようにすることで新居浜市独自の差別化を図れるのではないのか。

○松原産業振興課長：企業立地促進条例に基づく奨励金制度については、固定資産税の課税標準額をベースに奨励金を算定しているが、本議案の制度適用になった場合は、課税標準額がゼロになるため、併用はできない状況である。

○尾崎資産税課長：あくまで本社機能として、企画や人事、情報処理などの全社的な業務で使用する事務所や研究所、研修所が対象となる。企業立地促進条例の場合は主に工場が対象となり、用途的にも併用は難しい。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前10時43分／再開 午前10時46分

## ○選挙管理委員会関係

### ◇議案第57号 新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○堀選挙管理委員会事務局長：〈説明〉

〈質疑〉

●小野副委員長：市議会議員の場合、フルに使うと総額でどれくらい安くなるのか。

○堀選挙管理委員会事務局長：あくまでも1日当たり、1枚当たり幾らまでを支払うものとなっており、候補者が民間事業者と契約するときの単価に応じて公費負担が変わってくるため、どのくらい安くなるのかという質問に対しては、お答えできかねる。

〈討論〉 な し

〈採決〉 全会一致 原案可決

休憩 午前10時50分／再開 午前10時58分

## ○予算議案（企画部その他関係者）

### ◇議案第64号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○藤田財政課長：〈説明〉

○竹林教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：〈説明〉

〈質疑〉

●神野委員：学校給食センター建設事業に対する国庫支出金が1億1,000万円程度減額となっているが、今後の取扱いはどうなるのか。

○藤田財政課長：今年度の減額分は、来年度以降の事業費の変更の中で要望していきたいと考えている。

●神野委員：予算書の国費の金額は。

○藤田財政課長：内示額の金額になっている。

●大條委員：旧広瀬邸等保存活用事業について、計画策定委託料とあるが、委託先は決まっているのか。

○藤田別子銅山文化遺産課長：委託先は株式会社文化財構造計画を予定している。

●大條委員：計画策定委託先が名称だけではピンとこないが内容は。

○藤田別子銅山文化遺産課長：名勝旧広瀬氏庭園内の馨原文庫や靖献堂、指月庵、潺潺亭などの重要な建造物の耐震診断業務を行うもので、委託先は株式会社文化財構造計画を予定している。

〈討論〉 な し

〈採決〉 全会一致 原案可決

### ◇議案第66号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

○藤田財政課長：〈説明〉

〈質疑〉 な し

〈討論〉 な し

〈採決〉 全会一致 原案可決

○閉会 午前11時15分

## 企画教育委員会付託案件表

令和4年9月20日

### ○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第53号 工事請負契約について

議案第54号 工事請負契約について

議案第55号 工事請負契約について

議案第56号 工事請負契約について

議案第58号 新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### ○選挙管理委員会関係（選挙管理委員会その他関係者）

議案第57号 新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### ○予算議案（企画部その他関係者）

議案第64号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳入	全部	4・16~19
歳出	第10款 教育費	5・26・27
第2表	継続費補正 変更	6
第4表	債務負担行為補正 変更	8
第5表	地方債補正 変更	9

議案第66号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第1表	歳入歳出予算補正中	
歳入	全部	4・8~10